

2022年5月26日

学校法人 昭和女子大学

理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 昭和女子大学

監 事 山崎 日出男 ㊟
監 事 畑原 寿俊 ㊟

監 査 報 告 書

私たちは、学校法人昭和女子大学の監事として、「私立学校法」第37条第3項及び「学校法人昭和女子大学寄附行為」第16条の規定に基づき、学校法人昭和女子大学の2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を実施しました。その結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

監査に当たり、理事会、評議員会、常勤役員会及びその他重要な会議に出席し意見を述べたほか、理事等から業務の報告を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに、監査室や会計監査人『あずさ監査法人』と連携し、財産目録及び計算書類について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

学校法人昭和女子大学の業務に関する決定及び執行は、適切な手続きを経て行われており、業務及び財産並びに理事の業務執行に関する不正の行為はなく、かつ、法令及び寄附行為等に抵触する重大な事実はないものと認めます。また、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、本法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

3. その他

大学院における社会人のための1年制コース開設及び大学院への入学を誘導する様々な制度・取組みの実施や新たに求められている「データサイエンス」「文理融合」「DX」等の全学的な共通教育としての導入は、法人の発展・向上に寄与するものと評価します。

また、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ的確に実施され、世田谷・ポストン両キャンパスの教育研究活動を維持されたことも高く評価します。引き続き、コロナ禍、ポストコロナの教育研究活動に学園が一丸となって取り組まれることを期待いたします。

以上